

新型コロナウイルス感染症に対応した 武蔵野市立小・中学校における学校再開ガイドライン 改訂版

本ガイドラインは、文部科学省が令和2年3月24日から5月21日までに示した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」、4月21日に示した「臨時休業を行う場合の学習の保障等について」、5月22日に示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」等、東京都教育委員会が5月28日に示した「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】」に基づき、武蔵野市教育委員会として、学校運営上とるべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

本指針は、今後の状況等に応じて改訂・追加する場合がありますのでご注意ください。

令和2年6月11日 改訂

1. 感染拡大防止のための原則

学校を再開させるにあたり、児童・生徒や教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに備えることが重要となります。そこで、以下のことを原則として、校内での感染症対策に万全を期すようお願いします。

(1) 基本的な感染症対策の実施

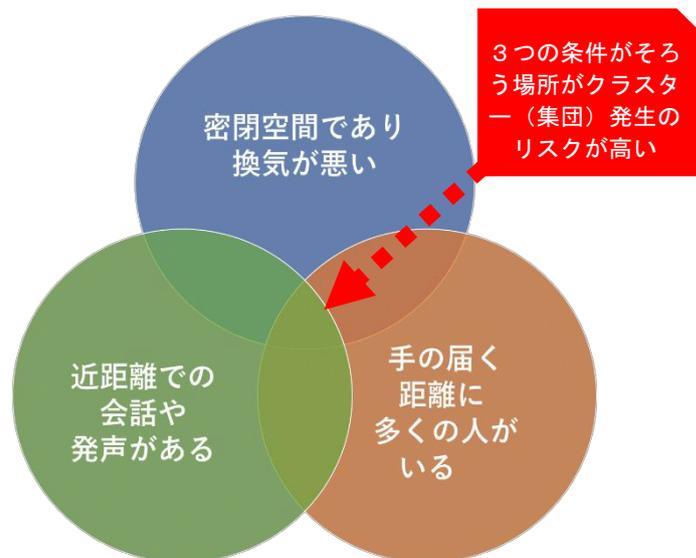
感染症対策として「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」がポイントであることを踏まえ、以下の取組を行うこと。

- ①発熱等の風邪の症状が見られる児童・生徒は自宅で休養させることを徹底すること。
- ②健康観察票等を利用し、家庭と連携した、毎朝の検温及び風邪症状の確認を徹底すること。
登校時、校舎に入る前に健康状態の確認を言葉掛け等により行うとともに、登校後すぐに健康観察票にて確認すること。確認できなかった児童・生徒は、指定の場所（保健室以外）で検温及び風邪症状の確認をすること。
- ③手洗い（手荒れがひどい場合等は、石けんを使用せず流水でしっかり洗うことで可）や咳エチケットを徹底すること。
- ④教室やトイレなどのうち、多くの児童・生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つこと。その際、学校医、学校薬剤師等と連携を密にとること。
- ⑤免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導すること。

(2) 集団感染のリスクへの対応

「換気の悪い密閉空間」「多くの人が手の届く距離に集まる」「間近での会話や大声での発声を行う」の3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避けることを基本とし、以下の取組を行うこと。

- ①教室等のこまめな換気を実施すること（可能であれば2方向の窓を同時に開けること）。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。
- ②教育活動上、やむを得ず近距離での会話や発声等が必要な場合は、飛沫を飛ばさないよう、「マスクを装着する」「マスクがないときは、ティッシュ、ハンカチで口・鼻を覆う」「とっさの時は、袖で口や鼻を覆う」などの咳エチケットを守るよう指導すること。



手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等を参考）https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

2. 新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準

文部科学省は、今後、学校の教育活動を再開していくにあたり、学校の衛生管理の観点から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2020.5.22 Ver.1）文部科学省」（以下、衛生管理マニュアル）を作成し、学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方等について示した。以下は抜粋である。

2. 地域ごとの行動基準

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」とします。）に基づく緊急事態措置は、都道府県単位で行われますが、学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童生徒等及び教職員等の生活圏（児童生徒等、教職員及び保護者の通学・通勤圏や、発段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況により判断することが重要です。…（略）…

新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を作るためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れつつ、感染レベルを可能な限り低減させながら学校教育活動を継続していくことが重要です。このような考えから、5月14日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」とします）の提言で示された地域区分を踏まえ、それぞれの地域区分を学校の生活圏に当てはめた場合の行動基準を下記のとおり作成しました。

感染は一旦収束しても再度感染者が増加する事態も十分想定されます。設置者及び学校においては、この行動基準を参考としつつ、地域の感染レベルの状況に応じて柔軟に対応しながら、学校教育活動を継続しつつ「新しい生活様式」への円滑な移行と児童生徒等及び教職員の行動変容の徹底を図っていくことが必要です。

なお、この行動基準は、5月22日時点における感染の状況を踏まえて作成したものであり、今後の感染状況の推移や最新の科学的知見を反映して適宜見直すことを予定しています。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動（自由意思の活動）
レベル3	できるだけ2m程度（最低1m）	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度（最低1m）	リスクの低い活動から徐々に実施 ²	リスクの低い活動から徐々に実施 ² し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	十分な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

「レベル3」・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域（累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。）

「レベル2」・生活圏内の状況が、

- ①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域（特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域）及び
- ②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）

※ 上記のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、自治体の衛生主管部局と相談の上、判断すること。

※ 各レベルの地域において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、第3章に詳述しています。

² レベル3からレベル2に移行することを想定しており、レベル1からレベル2に上がる際には「感染リスクの高い活動を停止する」となる。

以上の原則を基に、学校における各種の教育活動を行う上での留意点等を次頁以降に示します。

3. 教室等環境の確保について

- ①換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする）、2方向の窓を同時に開けて行うようにすること。
- ②授業中も必ずしも広く開ける必要はないが、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を同時に開けておくことが望ましい。気候、天候や教室の配置などにより異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師と相談すること。
- ③窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため、常時、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めること。また、使用時は、人の密度が高くなるように配慮すること。
- ④体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態では換気を行うこと。換気は感染防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努めるようにすること。
- ⑤エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を実施すること。
- ⑥教室やトイレなど、児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行うこと。
- ⑦人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）開けることが推奨されている。学校は、「3つの密」となりやすい場所であることから、可能な限り、身体的距離を確保するよう努めること。一方で、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、マスクの着用や頻繁な換気などを組み合わせることなど、現場の状況に応じた柔軟な対応も求められている。
- ⑧全国的には、令和元年度、学校の管理下において5千件を超える熱中症事故が発生しており、児童・生徒が死亡する事案も生じている。気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、登下校時も含めて、換気や児童・生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をした上で、マスクを外すなど指導の工夫を行うこと。
- ⑨保健室は、外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童・生徒が他の児童と接することのないよう、保健室以外の別室で待機させるなどの配慮を行うことが望ましい。
- ⑩令和2年3月から5月末にかけての緊急事態宣言を受けた臨時休業明けは、分散登校を行う。授業の本格的な再開に向けて、子どもたちが学校での生活リズムを取り戻し、安全な生活・衛生習慣が身に付けられるよう、少人数において体験し、きめ細かく指導しこれからの学校生活に慣れさせていくことに留意すること。
- ⑪分散登校の実施にあたっては、以下のとおりとする。

(1) 小学校

- ① 全学年各学級をA・Bの2グループに分ける。
- ② 2週間を分散登校とし、登校のパターンは以下の通りとする。

月		火		水		木		金	
1	A	2	B	3	A	4	B	5	A
8	B	9	A	10	B	11	A	12	B

- ③ 前半6日間は、第1段階として午前授業（1年生においては2時間程度の授業）

とする。

後半4日間は、第2段階として弁当持参とし、少人数での学校での感染防止に配慮した喫食に慣れる。

- ④ 3週目は一斉登校にし、通常の授業パターンの中で、給食を開始し（1年生を除く）喫食等に配慮しながら感染のリスクを自ら判断し行動をとる安全な生活・衛生習慣を実践する。
- ⑤ 1年生は、4週目から給食を開始する。

(2) 中学校

① 全学年各クラスをA・Bまたは学年をA・Bの2グループに分ける。

② 2週間を分散登校とし、登校のパターンは以下の通りとする。

月		火		水		木		金	
1	A	2	B	3	A	4	B	5	A
8	B	9	A	10	B	11	A	12	B

③ 前半6日間は、第1段階として午前授業とする。

後半4日間は、第2段階として弁当持参とし、少人数での学校での感染防止に配慮した喫食に慣れ、午後の授業までの流れを確認する。

④ 3週目は一斉登校にし、通常の授業パターンの中で、給食を開始し喫食等に配慮しながら感染のリスクを自ら判断し行動をとる安全な生活・衛生習慣を実践する。

4. 学習指導に関すること

①学級内で最大限の間隔をとるような机配置の工夫、集団活動を実施する際の配慮等、感染防止対策を講じつつ授業を進めるための方策についてよく検討すること。

(例)

・近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、グループや少人数による対面での話し合い、教え合いなどの活動は控える。

②教員は、授業中、飛沫防止のために、適宜、マスクやフェイスシールドの着用を励行すること。

③学校では、通常、マスクの着用を励行すること。特に会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスク等を着用すること。夏場にかけては熱中症にも注意してマスクを使用すること。

④体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童・生徒の間隔を十分確保するなど対策を講じること。

⑤各教科等の指導において、本ガイドラインに示す対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導等は、年間指導計画の順序を変更するなど工夫を考慮すること。

(例)

・各教科等に共通する活動として「児童・生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

・理科における「児童・生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

・音楽における「室内で児童・生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

・図画工作、美術における「児童・生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

・家庭、技術・家庭における「児童・生徒同士が近距離で活動する調理実習」

- ・体育、保健体育における「児童・生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ⑥学校では様々なものを共用しており、教材用具や物品の共用はできるだけ避けるが、共用を避けるのが難しい、教材、教具、情報機器などについては、適切な消毒の実施、触る前後で手洗い・除菌行為を徹底するよう指導すること。

5. 学校行事等の実施について

- ①学校行事（宿泊を伴うものを含む）については、教育目標等の実現を図ることを基本として検討を行い、感染拡大防止の措置や実施方法の工夫等の措置を講じたり、延期及び中止の判断をしたりする等の対応を行うこと。
- ②特に、音楽会や学芸会などの文化的行事や運動会などの健康・体育的行事など、3つの密に相当する企画は実施しないこと。3つの密とならない企画で学校行事を編成できるか検討し、延期もしくは中止の判断を行う。
- ③遠足や教科等の実地踏査や交通機関を使う校外での活動については、新型コロナウイルス感染症の状況を把握し、実施の可否等の判断を行うとともに、延期する場合は無理のない計画となるようにする。
- ④地域等と連携した行事（宿泊を伴うものを含む）については、地域や関係機関等と連携した行事は基本的に延期もしくは中止の判断を行う。ただし、「武蔵野市民科」の学習指導計画にかかる内容がある場合は、3つの密とならない学習計画に立て直すことができるか検討し、延期もしくは中止の判断を行う。
- ⑤避難訓練については、学校再開後の日程の中で、実施日と内容を計画する。避難経路の確認については、学校再開後速やかに行うこと。
- ⑥年度当初に予定していた定期健康診断については、教育支援課からの別途通知のとおり、再度日程調整のうえ実施する。実施するにあたっては、密閉、密集、密接が同時に重ならないよう工夫すること。

6. 部活動に関すること

- ①感染拡大防止等の観点から、臨時休業を行う学校においては、部活動は中止する。
- ②児童・生徒の生活リズムを整えるための午前授業や分散登校を実施する期間の中学校の部活動、小学校における吹奏楽クラブや合唱部の活動は中止する。
- ③中学校においては、一斉登校開始に合わせ、部活動の開始を検討すること。開始にあたっては、新1年生の部活動の紹介のための準備などから段階を経て行うこと。
- ④小学校における吹奏楽クラブや合唱部の活動は、7月からの段階的な開始について検討すること。
- ⑤部活動の実施にあたっては、原則として、衛生管理マニュアルの行動基準をもとに対応する。基本的な感染症対策の実施や集団感染のリスクを避ける取組を可能な限り実施するとともに、以下の事項についても、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等においても着実な取組を行うこと。

- ・生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、短時間の利用や、一斉に利用しないことなどに留意するよう指導すること。
- ・生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・臨時休業において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意すること。
- ・部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
- ・活動時間や休養日については、「武蔵野市立学校に係る部活動の方針」に準拠すること。その際、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組むこと。

7. 学校給食に関すること

- ①令和2年度の給食は、6月15日（月）から提供を開始する。（小学校1年生のみ6月22日（月）から）
- ②給食の配食を行う児童・生徒及び教職員について、下痢、発熱、腹痛、嘔吐などの症状の有無、マスクの着用や衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等を毎日点検すること。適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。
- ③配食の際は、児童・生徒等が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行うこと。
- ④児童・生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底すること。また、会食にあたって、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をすること。

8. 心のケアについて

- ①学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童・生徒の状況を的確に把握すること。
- ②必要に応じてスクールカウンセラーや派遣相談員等による支援を行うこと。
- ③感染者、濃厚接触者とその家族、本感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うこと。

9. 出欠席等について

(1) 出席停止等の扱いについて

- ①児童・生徒の感染が判明した場合、または児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場

合には、当該児童・生徒に対し、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を取ること。(濃厚接触者に特定された場合、出席停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間とする。)

- ②児童・生徒が発熱等の風邪の症状で欠席する場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」または「非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。これらの場合、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。
- ③新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童生徒等を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得よう努めること。その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。
- ④出席停止の指示等を行った場合、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な措置を講じること。

(2) 海外から帰国した児童・生徒への対応について

- ①帰国した日の過去 14 日以内に「検疫強化対象国・地域」に滞在歴がある児童・生徒または帰国した日の過去 14 日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴のある児童・生徒は、2 週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。なお、厚生労働省ホームページに最新情報が掲載されている。
- ②これらの国や地域以外から帰国した児童・生徒についても、帰国後 2 週間は本人または保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅等に滞在するよう要請する。

10. 教職員の健康管理について

- (1) 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入すること。学校において「健康チェック表」を、出退勤カードシステムのそば等に常備し、出勤時に記入できるようにしておくこと。
管理職は、毎日、別添「健康チェック表」の記載内容を確認し、3 週間は保管すること。
- (2) 風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養すること。出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。
- (3) 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制について、検討を

しておくこと。

- (4) 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着すること。
- (5) 勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

11. 臨時休業の実施について

(1) 校内で発熱等風邪症状がみられる場合

発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者に連絡して自宅で休養させる。判断に迷う場合は、学校医に相談する。

当該児童・生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。指導要録上は欠席の扱いにせず、出席停止として取り扱う。

特に、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまる場合は、他の者と接触を可能な限り避けられるように、別室で待機させること。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染等が判明した場合の流れ

①児童・生徒または教職員の新型コロナウイルス感染症への感染等が判明した場合には、管理職が児童・生徒の場合は、教育支援課学校保健給食担当（0422-60-1901）、教職員の場合は指導主事（0422-60-1898）へ電話により速やかに第一報を行う。

②児童・生徒、教職員が「濃厚接触者の特定を受ける」など感染の疑いがあると判明した場合

ア 感染の疑いがある当該児童・生徒は、出席停止とする。

イ 感染の疑いがある教職員は、自宅待機（事故欠勤）等とする。

ウ 感染の疑いがある学校関係者は、校内への立ち入りを禁止とする。

エ 出席停止や自宅待機等の期間は、感染がないと確認できるまでとする。

オ 教育委員会は保健所などの関係機関と協議の上、学校の全部または一部の臨時休業が必要な場合は、学校へ決定内容を連絡する。併せて、市立小・中学校へ当該校の対応を周知する。

※原則として臨時休業は実施しないが、学校での集団発生が疑われる場合には、学校医、健康課及び保健所等の助言を参考に、必要に応じて学校の全部または一部の臨時休業を実施する場合がある。

③学校において感染者が判明した場合

ア 校長は、保健所による濃厚接触者の特定等のため、当面の間、学校の臨時休業の措置をとる。

イ 感染が確認された当該児童・生徒は、出席停止とする。

ウ 感染が確認された教職員は、事故欠勤（病気休暇）等とする。

エ 感染が確認された学校関係者は、校内への立ち入りを禁止とする。

オ 出席停止や事故欠勤等の期間は、治癒するまでの間とし、治癒は医療機関ないし保健所の判断に基づく。

カ 教育委員会は保健所などの関係機関と協議の上、学校の全部または一部の臨時休業とその期間を決定し、学校へ決定内容を連絡する。併せて、市立小・中学校へ当該校の対応を周知する。

キ 保健所が調査を行うときには、学校も協力する。

ク 学校は、臨時休業の期間や対応について、保護者に周知する。その際、感染者等のプラ

イバシーに十分に配慮した上で、説明文書を作成し、文書配付やむさしの学校緊急メールで周知する。

ケ 接触者であっても濃厚接触者に特定されなかった児童・生徒及び教職員等については、感染予防策を徹底して行っていたのであれば、原則として、登校は可能と考えられる。ただし、学校は、これらの者に対して、引き続き感染予防策を徹底させるとともに、児童・生徒等については健康観察票を提出させ、教職員等には、健康チェック表により健康状態を把握する。

④他の学校等の状況を踏まえた対応

武蔵野市内のクラスター発生状況や都内の患者の発生状況などにより、一部またはすべての学校において臨時休業を実施する場合がある。

⑤市民への公表について

ア 教育委員会は、学校が臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖を含む）した場合には、当該校の対応決定後、市・保健所と十分に相談の上、市ホームページに臨時休業の期間や学校の対応等の内容を掲載し、公表する。

イ 掲載内容については、感染者等に対する偏見や差別が発生しないよう、プライバシーの確保を最優先し、原則として、学校名・学年・性別・氏名は非公開とする。

(3) 学習指導に関すること

- ①臨時休業を実施する場合は、学校や児童生徒の実態等に応じ、主たる教材である教科書及びそれと併用できる教材等に基づく学習など家庭学習を課す等の必要な措置を講じること。その際、可能な限り、紙の教材やテレビ放送、ICT環境等を活用した家庭学習とするなど工夫をすること。
- ②家庭学習を適切に課した上で、教師が児童・生徒の学習状況を随時把握し、指導に生かしていくことが重要であり、教師が定期的に個々の児童・生徒との間で電話等を活用した学習状況の把握を行い、児童・生徒の学習を支援すること。
- ③家庭が所有するパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用などICT環境の積極的な活用を行うこと。なお、ICTを活用した遠隔での指導等を行う際の著作物利用に係る著作権の取扱いについては、平成30年著作権法改正による『授業目的公衆送信補償金制度』が4月28日に施行となり、著作権者の許諾を得ることなく円滑な著作物利用が可能となることに留意すること。

(4) 登校する日の設定について

- ①児童・生徒の学習状況の確認や生徒指導、児童・生徒の健康観察を適切に行うことや生活リズムの確保を図る観点から、実態に応じて登校する日を適切に設定することを考えること。その際、児童・生徒を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、感染拡大防止のための措置等を講じること。
- ②状況によっては登校する日以外にも児童・生徒の学習状況の確認等のための家庭訪問を行うことも考えられるが、児童・生徒及び教職員の健康管理について留意するとともに、教職員

の勤務負担が過重とならないよう配慮すること。

(5) 心のケアについて

- ①学級担任等を中心として電話等を通じ、臨時休業に伴い自宅で過ごす児童・生徒及びその保護者との連絡を密にし、休業期間中において必ず定期的に児童・生徒の心身の健康状態を把握すること。(概ね1週間に1回程度)。その際、保護者だけではなく、児童・生徒本人とも直接電話等で会話するなどして、児童・生徒の状況を的確に把握すること。
- ②新型コロナウイルス感染症に起因する様々な悩みやストレス等に関し、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援(児童・生徒の発達段階等に応じて電話による相談を含む)を行うとともに、相談窓口(「24時間子供SOSダイヤル0120-0-78310」^{なやみいおう}「市教育支援センター電話相談0422-60-1922」)を適宜周知し、児童・生徒の心のケア等に配慮すること。
- ③要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童・生徒に関しては、在宅時間が大幅に増加することに伴う児童虐待のリスクも踏まえ、電話等で定期的に児童・生徒の状況を把握すること(概ね1週間に1回以上)。加えて、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして子ども家庭支援センターや児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。
- ④児童・生徒の状況等から、対面での指導(児童・生徒の心身の状況把握や心のケアを含む)等の必要性が高い場面が生じた場合には、感染症対策を徹底した上で、短時間の最小限度の範囲で行うことも考えられる。

(6) 子どもの居場所確保について

- ①令和2年3月や4月の臨時休業中の対応を参考に地域子ども館事業と連携して取り組むことが想定される。その際、学校の教室などの施設の借用の依頼があった場合は、積極的に貸し出すなど、協力していくこと。

(7) 教職員の勤務について

教職員については、原則として、学校に出勤し、教育活動等に従事するものとする。ただし、感染症対策の趣旨を踏まえた上で、校務に支障がない範囲で、教職員の自宅勤務や時差通勤を認めることができることとし、当面の間、継続する。また、今後、東京都から発出される通知等に基づき、適宜見直しを図っていくこととする。

○ 改訂箇所について

5月27日版から加筆・修正した場所については、下線で示している。